



富士山を世界文化遺産に

ふじよしだ

第117号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



下浅間 馬の祭
～小室浅間神社

平成24年度予算

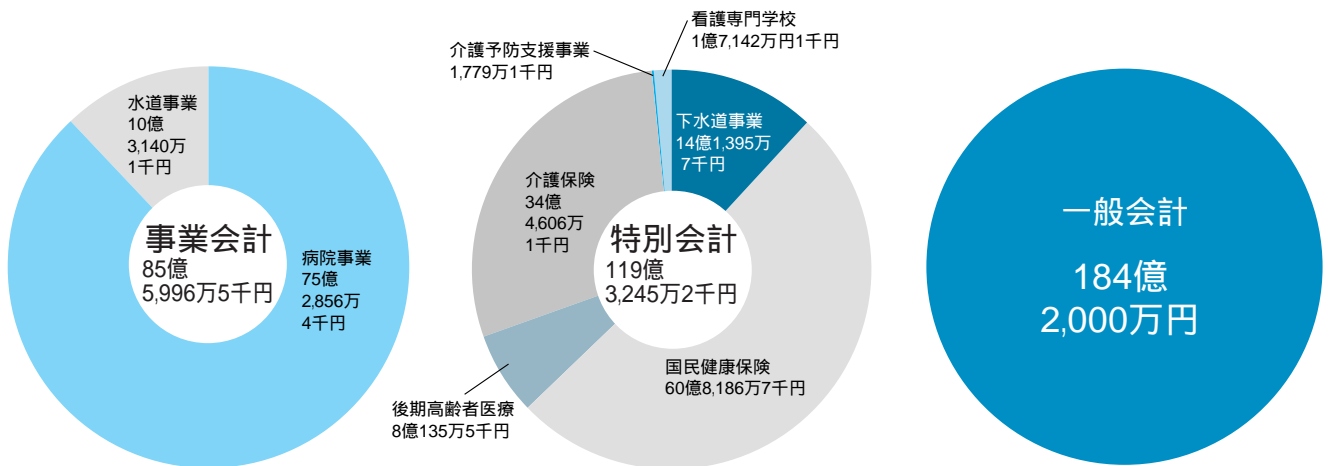
総額389億1,241万7千円

平成24年3月定例会は、3月2日開会され、21日間の会期を終えて3月22日に閉会しました。

この定例会では、平成24年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など9会計予算をはじめ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例など条例の制定3件、富士吉田市小口資金融資条例など条例の一部改正9件、富士吉田市水道事業減債基金及び積立金に関する条例の廃止1件、平成23年度一般会計補正予算など補正予算3件、指定管理者の指定について7件、人事案件1件、その他一件、合計34議案が市長から提案されました。

審議の結果、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については撤回としたが、それ以外の議案については、すべて可決、同意しました。

市政に対する一般質問は五人の議員が行いました。



《編集委員会》		3月定例会 会期日程								
委員長	委員	22日	21日	16日	15日	9日 12日 14日	7日	3月2日	日程	内容
太田	奥脇	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 富士吉田市固定資産評価 審査委員会委員の選任 (閉会)	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 富士吉田市固定資産評価 審査委員会委員の選任 (閉会)	建設水道委員会 付託議案の審査	文教厚生委員会 付託議案の審査	総務経済委員会 付託議案の審査	予算特別委員会 付託議案の審査	本会議 議案の追加提案・ 委員会付託 市政一般質問	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 議案の採決(即決)	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 議案の採決(即決)
利政	和		予	議	本	議	本	本	本	
宮下	利		議	議	議	議	議	議	議	
正男	彦		案	案	案	案	案	案	案	
	大		の	の	の	の	の	の	の	
	紀		追	追	追	追	追	追	追	
	勝		加	加	加	加	加	加	加	

委員会の審査から

予算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

予算特別委員会

増

平成24年度一般会計、

特別会計、事業会計など、合

計9会計の予算を審査する

ため予算特別委員会を設置

し、次のとおり構成され、

3日間委員会を開催し、慎

重に審査が行われました。

委員長 奥脇 和一

副委員長 及川 三郎

委員 渡辺 孝夫

宮下 正男

渡辺 利彦

勝保 米治

横山 勇志

佐藤 秀明

小俣 光吉

羽田 幸寿

一般会計

本案は、平成24年度富

士吉田市一般会計予算であ

りまして、予算総額は、1

84億2千万円で、前年度

当初予算に比べ2・5%の

加となっております。

主な歳入であります。

市税については、長引く景

気の低迷にあつても、税制

改正の影響などにより個人

市民税の増額が見込まれる

ことから、全体においては、

対前年度比1・4%増の60

億600万円余が計上され

ております。

地方交付税については、

普通交付税27億円、特別

交付税4億5千万円の31

億5千万円が計上されてお

ります。

このほか、国・県支出金

として30億3300万円

余り、分担金及び負担金12

億6500万円余り、市債

11億9600万円余り、そ

の他37億6700万円余

りが計上されております。

次に歳出について、第五

次総合計画の体系に沿って、

第一章「安心で健やかな暮

らし環境の確保」に57億

5200万円余り、第二章

『恵み豊かな自然の享受と

継承』に11億6200万

円余り、第三章「安全で快

適な暮らし環境の構築」に

29億3000万円余り、第

四章「活力ある地域経済社

会の構築」に3億6600

万円余り、第五章「市民文化

の形成」に2億9500万

円余り、第六章「豊かな人

間性の育成」に9億290

0万円余り、第七章「世界

に開かれたまちの形成」に

9900万円余り、第八章

「市民と行政の役割分担」

に68億8300万円余り

が計上されております。

極めて厳しい財政状況に

あることから、財源の確保

は重要な課題であり、収納

対策の強化等により市税な

どの一般財源の確保はもと

より、国・県支出金等特定

財源の確保等にも力を注ぎ、

基金の有効・適切な活用な

どを含めて財源の確保を図

りつつ、引き続き本市財政

の健全性が確保されること

が望まれるところでありま

す。

新年度予算は、第五次総

合計画に基づいた、総合的

な行財政運営の推進を図る

ための予算として妥当と認

められますので、原案のと

おり可決すべきものと決定

しました。

なお、審査の中で、学校

給食費の適正化については、

経済状況等を助案する中で、

慎重に対応をして欲しいと

の要望がありました。

恩賜林組合からの歳入と

して、予算計上してある庁

舎建て替えに伴う補助金に

ついては、事前に元村の議

員へ報告するなど、充分な

手順を踏みながら対応をす

べきであるとの意見があり

ました。

国際交流において、富士

山火焰太鼓が大変好評であ

つたので、その参加補助金

を出来る限り支援すべきで

あるとの意見がありました。

慶応義塾大学との連携に

ついては、市民に分かりや

すい事業の展開を推進し、

戻つばみにならないように、

対応して欲しいとの要望が

ありました。

新屋入会組合への補助金

については、交付できるよ

うに積極的に対応をして欲

しいとの要望がありました。

防災の拠点となる庁舎の

整備にあたっては、雑な工

事にならないように管理・

監督をしっかりと欲しいと

の要望がありました。

放射線については、市民

が不安を抱いているにも係

わらず、市の対応が大変遅

れているとの指摘がありま

した。

高齢者向けの事業におけ

るサービスの内容について

は、徹底して周知して欲し

いとの要望がありました。

長寿祝金事業については、

委員会の審査から

予算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

は相応の対応をして欲しいとの要望がありました。障害者週間を活用して、障害者が地域のあらゆる分野の活動に参加できるように努めて欲しいとの要望がありました。

子育てふれあい事業については、経費削減のため可能な限り公共の施設を利用し、節約に努めて欲しいとの要望がありました。

子育てつどいの広場事業については、市民のための事業なので、近隣の市町村が今後この事業を展開されるのか調査して欲しいとの要望がありました。

生活保護者の認定については、不公平が生じないように十分に調査をして欲しいとの要望がありました。

第三保育園の芝生化については、市として初めての試みなので、今後につながるよう成功させて欲しいとの要望がありました。

浄化槽設置整備事業に

ついては、下水道の整備がない地域では補助金が不可欠であり、継続するよう努めるべきであるとの意見がありました。

看護専門学校特別会計については、県からの支出金等を多く獲得するよう鋭意努力をして欲しいとの要望がありました。

中山間事業における農業集落道路については、一日でも早い供用開始に努めて欲しいとの要望がありました。

景観条例及び計画の策定については、しっかりとした体制の中で、情報の提供をして欲しいとの要望がありました。

柔道の実習については、障害や死亡事故が起こる可能性が非常に高い競技なので、経験をもった指導者や安全性を高めるように努めるべきであるとの意見がありました。

総括質疑の中で、消防団

組織の体制作りでは、自主防災等を含め自治会関係者の役員が、それぞれの任期が違つために防災力が低下しているため、今後は統一した考え方を協議し、防災力を高めるよう努力すべきであるとの意見がありました。

使用料及び手数料の見直しについては、受益者負担の原則をもって努めて欲しいとの要望がありました。

特別会計・事業会計
特別会計は、下水道事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校の6特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計、水道事業会計の2事業特別会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、それぞれの審査の中で、下水道事業特別会計では、使用料については、

受益者負担を前提に考えたとき今の使用料が適切なのか、検討すべきであるとの意見がありました。

水道事業会計では、水道検針についての委託先は、年

総務経済委員会

金受給者や高齢者が多く見受けられるが、真から職を必要としている人材を雇用して欲しいとの要望がありました。

審議案件

議案第十号 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における富士吉田市職員間の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について
議案第十一号 富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について
議案第十二号 富士吉田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第二十六号 富士山アリーナの指定管理者の指定について
議案第二十七号 道の駅富士吉田の指定管
議案第二十八号 富士吉田市立富士山レジャーセンターの指定管理者の指定について
議案第二十九号 富士吉田市立富士山レジャーセンターの指定管理者の指定について
議案第三十号 平成23年度富士吉田市一般会計補正予算(第六号)

審議結果
本案は、平成24年4月

1日から平成25年3月31

日まで間における富士吉田市の職員の手当の特例に関する条例の制定でありまして、平成24年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市小口資金融資条例」の一部改正でありまして、中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率の引き上げを一年間延長するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部改正でありまして、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の報酬等の額につ

いて所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、団員の報酬等については、その時の様々な状況に応じて、適宜に見直すことが必要であるとの意見がありました。また、今回の増額については、消防団の任務の重要性を再認識してのことであるが、それと併せて、報酬の受け取り手である団員個人の士気の高揚をも目的にしていることも分団側に理解していただけるように対応してほしいとの要望がありました。

本案は、富士山アリーナの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士山アリーナの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

しました。本案は、道の駅富士吉田の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、道の駅富士吉田の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

しました。本案は、道の駅富士吉田の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、道の駅富士吉田の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

ました。なお、審査の中で、指定管理者であるふじよしだ観光振興サービスが販売コーナーを拡充することについては、市との権利関係を整理する中で対応してほしいとの要望がありました。また、道の駅の運営方法としては、利益追求と住民サービスとのバランスが適切に図られるように管理監督に努めてほしいとの要望がありました。

本案は、富士吉田市立富士山レジャーダーム公園の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四

条の二第三項の規定により、富士吉田市立富士山レジャーダーム公園の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

しました。本案は、富士吉田市立富士山レジャーダーム公園の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

しました。地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市立富士山レジャーダーム館の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

しました。本案は、平成23年度富士吉田市一般会計補正予算第六号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ5億5894万4千円を追加し、総額を191億8571万5千円とするものであります。歳入では、市債2億6680万円、地方交付税1億

9426万3千円等を増額するものであり、歳出では、小学校屋内体育施設改築費3億8206万5千円、退職手当にかかる人件費9129万6千円等を増額するものであります。また、繰越明許費について介護予防・地域支援合い事業外10件、6億2560万4千円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

9426万3千円等を増額するものであり、歳出では、小学校屋内体育施設改築費3億8206万5千円、退職手当にかかる人件費9129万6千円等を増額するものであります。

また、繰越明許費について介護予防・地域支援合い事業外10件、6億2560万4千円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

文教厚生委員会

審議案件

議案第十三号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

議案第十四号

富士吉田市基金条例の一部改正について

議案第十五号

富士吉田市介護保険条例の一部改正について

議案第十六号

富士吉田市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について

議案第十七号

富士吉田市社会教育委員に関する条例等の一部改正

議案第十八号

富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第二十三号

富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について

議案第二十四号

富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について

議案第二十五号

富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について

9426万3千円等を増額するものであり、歳出では、小学校屋内体育施設改築費3億8206万5千円、退職手当にかかる人件費9129万6千円等を増額するものであります。

また、繰越明許費について介護予防・地域支援合い事業外10件、6億2560万4千円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決

委員会の審査から

予算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

議案第三十二号

平成二十三年度富士吉田市
介護保険特別会計補正予算
(第三号)

審議結果

本案は、「富士吉田市手数料条例」の一部改正でありまして、住民基本台帳カードの新規発行手数料の無料化について一年間延長するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、住民基本台帳カードについては、その特典などもPRする中でさらなる普及に努めてほしいとの要望がありました。本案は、「富士吉田市基金条例」の一部改正でありまして、基金の設置目的の終了に伴い、介護従事者処遇改善臨時特例基金を廃止するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

とおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市介護保険条例」の一部改正でありまして、第五期介護保険事業計画による介護保険料算定に伴い、介護保険料の額を改定するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」の制定でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、本市における墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可基準等について所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

等の一部改正でありまして、「社会教育法の一部を改正する法律」等の施行等に伴い、富士吉田市社会教育委員等の委員の任命規程について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、大ホール1階ホワイエの貸館に伴い、施設使用料について所要の改正を行うものでありましたが、審査中に提案者から大ホール1階ホワイエの取り扱いについては、さらなる検討が必要であるとの理由から、議長あてに本議案を撤回したい旨の申し出がありました。

それを受けて、本委員会としては、富士吉田市議会会議規則第十八条の規定により本会議において取り扱

われるべきものであることを確認し、審査を中止しました。

本案は、富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市福祉ホールの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市地域福祉交流センターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

第三項の規定により、富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成23年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第三号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億4300万円を追加し、総額を30億5021万9千円とするものであります。

歳入では、介護給付費準備基金繰入金4497万円、介護給付費交付金3291万円等を増額するものであり、歳出では、居宅介護サービス給付費8千万円、居宅介護サービス計画給付費1900万円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設水道委員会

審議案件

議案第十九号

富士吉田市特別会計条例
及び富士吉田市基金条例の
一部改正等について

審議結果

本案は、「富士吉田市特別会計条例」及び「富士吉田市基金条例」の一部改正等でありまして、大明見簡

を図るため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第二十号

富士吉田市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の制定について

等でありまして、平成24年4月1日をもって富士吉田市水道事業に編入するため、所要の改正等を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、市営住宅の入居者資格等について所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第二十一号

富士吉田市営住宅の設置及び改正について管理に関する条例の一部改正について

本案は、「富士吉田市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例」の制定でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、引き続き、公有地拡大の計画的な推進

本案は、「富士吉田市水道事業減債基金及び積立金に関する条例」の廃止でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、減債積立金及び利益積立金の法定積立金制度が廃止されたことが

議案第二十二号

富士吉田市水道事業減債基金及び積立金に関する条例の廃止について

本案は、「富士吉田市水道事業減債基金及び積立金に関する条例」の廃止でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、減債積立金及び利益積立金の法定積立金制度が廃止されたことが

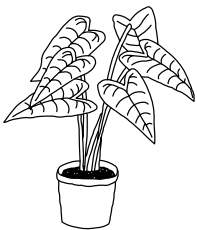
ら、この条例を廃止するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第二十三号

平成23年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第一号)

本案は、平成23年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第一号)でありまして、収入を2790万7千円増額し、総額を5億6031万4千円とし、支出を2864万9千円増額し、総額を5億4293万9千円とするものであります。

収益的収入では、営業外収益を2790万7千円増額し、収益的支出では、営業費用を2864万9千円増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議会の動き

演習場対策特別委員会

(5月8日)

「平成25年度防衛施設周辺整備事業計画(概算要求)について」執行者提案に対し活発な議論が行われました。

人事案件

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

伊藤 健氏

(下吉田2-30-19)

遠山賀津男氏

(上暮地7-13-26)

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

3月

横山 勇志 議員



環境と景観に配慮した街づくりとエネルギー政策について

一回目の質問

「富士吉田環境基本計画」と「富士吉田新エネルギービジョン」という指針があり、私も度重なる知事室への表敬訪問、また本市定例議会や委員会等を通して様々な提言をしてきた結果、各小学校をはじめ、市民会館屋上にも太陽光パネルが設置され、また、新庁舎東館にも太陽光パネルが設置予定という事で、市長のご尽力には感謝している。昨年(2019年)の東日本大震災を経験した日本では、「環境と景観に配慮した街づくりとエネルギー政策を真剣に考

える機運」が想像以上に早く進んでいるように思うのがいかがか。

次に「バイオマス」についてであるが、私は、「各企業や各種団体が取り組む環境と景観に配慮した次世代技術の実験に自然豊かな本市住民が積極的に参加することを担保に企業誘致し、将来の本市の新しい産業と雇用の創出を願っており、バイオマスも森林を有する自然豊かな本市の産業形態に即した有効な手立てだと常々思索しており、本年1月13日、佐藤恩賜林組合長と南関東防衛局に行った際には組合長の「今後新たな組合の取り組みとして木質バイオマスの事業展開を進める」との発言に対し山本局長にも賛同いただいた。今後、本市と恩賜林組合、南関東防衛局、山梨県とが連携する事により、木質バイオマス燃料の需要拡大が期待され、本市が豊かな自然と調和した唯一無二の地域へと移行することが可能に成ると思うが、本市の新しい産業と雇用の創出に寄与すると思われる「バイオマスの有効活用」について市長の考えを伺う。

私は、本市の人口減少と産業流出に有効な手立てが無ければ、恩賜林組合と歩調を合わせ、協力し合い、本市もバイオマス促進へと一歩踏み出すべきだと思うがいかがか。

一回目の市長答弁

先(2019年)の東日本大震災を契機に人々は、自然との共存について以前より思いを深くし、生活のあらゆる面で災害と向き合う覚悟をさらに深めていると認識している。本市でも、今後電力設備の有効活用と省エネ化、再生可能エネルギーの導入等スマートグリッド化の利点を街づくりに活かすことを念頭に、富士山世界文化遺産登録を目指す都市に相応し、環境と街並み・景観を有する街づくりに力を注いで行く。

次に、バイオマスの有効活用は、本市の林業従事者の比率からして、事業化は非常に困難であるが、しかしながら、木質バイオマス事業は、森林資源の有効利用や地球温暖化防止にもつながる大変意義のある事業であるので恩賜林組合並びに関係機関と協議し、対応して行きたい。

したがって、それに伴う新しい産業と雇用の創出については、今後の恩賜林組合の事業展開を踏まえ、地域全体での支援体制づくりと平行し、雇用の創出についても調査研究に取り組みで行く。

二回目の質問

本市の取り組みを更に明確化するために、「富士吉田市環境基本計画」を新たに見直すべきだと思うがいかがか。

二回目の市長答弁

木質バイオマスについては、恩賜林組合では来年6月の「国際コモンズ学会北富士大会」にて、その取り組みを内外へアピールするために、一市二村を含む恩賜林組合はもちろん、産学官民一体となったプロジェクトチームを立ち上げ行動すべきだと思うがいかがか。

また、環境美化センターも活用して、バイオマスを含む総合的な排熱利用の青写真を描き、地産地消型のエネルギー循環システムの構築も必要だと考えるがいかがか。

最後に、小規模水力発電について一言提言する。

市民会館屋上の太陽光発電量を掲示している場所に水力発電の掲示も同時にあれば、今以上に自然エネルギーのアピールに成ると思う。これは、市民会館横に「嘯(うそぶき)川」があることから、小規模水力発電装置の設置が可能になることに起因している。小水力発電の特徴は、24時間安定した電力を供給源に、災害時の避難所となる当該施設の電源確保に有効だと思うがいかがか。

に対する考え方を踏まえると、検証作業に早期に着手し、見直していかなければならないと考えている。木質バイオマスの取組みについては、恩賜林組合や地元企業も含め関係機関等と、支援体制の構築に前向きに取り組んで行きたい。

次に、地産地消型のエネルギー循環システムの構築について、その必要性を認識しているが、エネルギーの供給方法等、さらに相応な熟慮を重ねていかなければならないものと考えている。

小規模水力発電については、比較的小規模な設備により設置でき、さらに天候などに左右されない安定的でクリーンなエネルギー源として意義深いものと認識している。

横山議員御提案の嘯川への発電施設の設置については、本年度に入り、山梨県との共同により嘯川への小規模水力発電の設置を進めることで合意がなされている所であり、設置に向けては、来年度に実施される国のモデル事業を活用し、具体的に着手して行きたい。

国道138号と富士吉田市集客エリアの有効活用について

一回目の質問

富士吉田市上宿から富士見公園まで2・6kmの四車

線化を総工費80億円かけて平成24年度中に着工との記事が出たことは記憶に新しい。平成22年3月の定例議会の一般質問で、私は東富士五湖道路途中に接続道路を取り付け、道の駅までのアクセス、さらに富士見バイパスまで有機的に結びつけるという質問をし、市長は、「本市の南の玄関口として、地域活性化、渋滞緩和等大きな効果が期待できる」と答弁され、続けて、「しかしながら、インターチェンジの設置は、本市単独で設置できるものではなく、「富士吉田市の北の玄関口にあたる環境美化センター」周辺を優先的に取り組み」と結んでいる。中央道富士吉田線のスマートインターチェンジに一定の目処が立ち、国道138号の四車線化が現実味を帯びてきた今、東富士五湖道路への接続道路ならびに国道138号への接続道路さらに「道の駅」の富士吉田市集客エリアについて、あらためて市長は、どのように考えているのか。私は「道の駅周辺エリア」と「地場産周辺エリア」を面として活用することで、観光客はもとより、市民にも利便性の高い地域になると信じている。山梨県郡内地域地場産振興センター解散後の移管先が、本市になった場合、同施設を「親子で楽しめる子育ての総合施設」という位置づけ、御師住宅や歴史民俗博物館と調和していくエリアにしたいだければと考えている。

このような当該施設の活用方法について市長はどのように思われるのか。

また、国道138号の拡幅にもない削減される地場産業センターの駐車場ならびに道の駅周辺エリアと分断されるため、一つの面として利便性の悪くなる問題を市長はどのように考えているのか。

一回目の市長答弁

東富士五湖道路への接続道路についてであるが、東富士五湖道路須走インターチェンジと新東名高速道路御殿場インターチェンジを直結する道路が建設される見通しから、まさに、これらと国道138号、並びに「リフレふじよした」等の集客エリアを直結することにより、本市の観光振興、産業振興、地域活性化等に大きな期待が出来る。

本市、南の玄関口として、道の駅集客エリア、また西側エリアには工業専用地域等が隣接していることなどから、出入口設置については、国土交通省、山梨県高速道路株式会社、山梨県等に積極的に働きかけを行っていく。

郡内地域地場産業振興センターについては、今後、仮に本市に移管された場合には、横山議員に御提案いただいた「親子で楽しめる子育ての総合施設」に位置付けるといった構想と、私の「誰もが安心して子育てできるまちづくりを進める」との考え方は、軌を一にしており、それを具現化する

ための施設として、関係機関と協議を重ねる中で検討していきたい。

国道138号の拡幅に伴うエリアの利便性については、地場産業振興センター周辺エリアと道の駅周辺エリアをソフト面で連携・結合する事業の検討をし、ハード面においても国道138号の拡幅整備に合わせ、その可能性を検討して行きたい。

二回目の質問

地場産業センター周辺エリアについてであるが、私は、温泉スタンドを足湯として有効活用し、観光客に提供したり、富士山世界文化遺産を見据えて専門的に富士山学習をする場として歴史民俗博物館を見直し、富士見公園までを総合的に視野に入れることが大切だと考える。国道138号拡幅を契機に同エリアを面として考え、また、富士山世界文化遺産を想定して実際にアイデアを練る作業を早急に行う必要があると思うが、いかがか。

また、歴史民俗博物館協については、立派な施設にもかかわらず訪れる人の少なさが残念でならないが、当該施設について市長はどのように考えているのか。

最後に、国道138号で分断される道の駅エリアと地場産業センターエリア間を、国道138号の地下道等で人の行き来が行えるよう、国に対して計画段階で要望するべきだと思いが、いかがか。

二回目の市長答弁

本市の歴史や文化、良好な自然環境などが融合する地場産業振興センター周辺エリアについては、一つの面として考え、富士山世界文化遺産登録を見据える中で、国道138号の拡幅整備を契機に、市民をはじめ観光客や親子でも楽しめるエリアとして、「親子で楽しめる子育ての総合施設」構想とも合わせて検討して行きたい。

歴史民俗博物館の整備については、国、県、関係自治体による富士山の世界文化遺産登録の実現に向けた取組みが着実に進み、国民や関係者の気運も高まっているので、博物館全体を富士山ミュージアムとして位置づけ、富士山世界文化遺産に関するものなら全てが分かることを基本コンセプトにし、富士山を学習する真のガイダンス施設として、また、ふれあい、交流できる憩いの施設として整備して行く。

次に、道の駅エリアと地場産業振興センターエリアとの連結については、国道138号の拡幅整備に合わせ、その可能性を検討し、計画段階から国に要望して行きたい。

給食費について

一回目の質問

本市において、介護保険料の値上げが決定され、今後、水道料金、国民健康保

険税の値上げ等も視野に検討されている状況の中、19年間据え置かれていた本市小中学校の給食費の値上げをなぜこの時期に検討することを考えたのか。また、想定されている値上げ分は、市補填分の3千万円以外の受益者負担分に対して行われるものなのか。

一回目の市長答弁

給食費の値上げについては、これまで20年間、子育て支援施策の一環として据え置いて来たが、学校給食の食材経費及び給食の質・内容は、市費の補填をもつて十分な水準を保っている。しかし、最近では「食育を通してのより充実した給食の内容や食材への安全性の確保」を求める声もあり、受益者負担等の考え方もあり、学校給食審議会の提言を踏まえ、併せて、市費の軽減を図るため、給食費の見直しをさせていただくものである。

二回目の質問
市負担分が県下市町村のうち最大額であるという事実は、本市の子育て支援が充実している証であると思うが、今回の給食費値上げの件は、市費の軽減を主たる目的にして発生したかのように印象付けられて残念でならない。矛盾のない市長の考えをお伺いする。

次に、受益者負担分の値上げは、値上げが避けられなければ、その分はそのまま学校給食に反映されるべきであり、検証されるべき

だと考える。そして、本市も受益者負担を求めるなら、納得いくチエック体制と子供のことを今以上に考えた食育を行うべきだと思うが、いかがか。

二回目の市長答弁

市費の軽減を図るための給食費の見直しについてはあるが、給食費は原則、受益者負担であるとの考え方から、給食審議会からの答申にも明記されているところであり、こうした意見にも配慮していかなければならない。

次に、子育て支援施策としての学校給食費の市負担の考え方についてはあるが、子育ては、子どもたちと直接触れ合う保護者の皆様が深い愛情を注ぎ、怒しみを抑えて行うことが基本であるとの考えから、子どもたちの健全育成の根幹部分に携わる保護者の皆様に子育て支援施策の一部について御負担をお願いするものである。

次に、チエック体制についてであるが、現在、材料の仕入れについては、安心・安全で、安価な食材の調達に努めているが、より実効性を確保するため、新たな業者の参入にも努めている。

食育についてであるが、食育の重要な部分を担う学校給食については、現在、日々の給食の充実にも努めるとともに、年間約四十回の行事食、特別食等を実施しているが、今後も、児童生徒の栄養バランスや、バラ

エティーに富んだ給食を提供することにより、子どもたちが給食へ関心を持ち、心身ともに健全な成長を促すことのできる学校給食を創意工夫して行く。

三回目の質問

市長答弁を受けて、内容がかみ合わないもので、再度端的に質問するが、仮に、児童生徒一人一食当たり30円の増額をし、年間約200食として計算すると、1年間で6千円の父兄負担となるが、その全てが給食の質の向上につながるという理解でよろしいか。

三回目の市長答弁

本市の給食費については、給食審議会の答申や考え方を尊重し、また、今後も受益者負担や政策経費のあり方、給食の質・内容の向上、賄い材料の安定的な確保、安全で安心な給食の提供などについて十分に検討をし、見直しの時期についても横山議員の御意見を承る中で十分に配慮する。



全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

3月

佐藤 秀明 議員



町おこしについて

一回目の質問

この北麓地方が活きて行くためには、富士吉田市が「町」として魅力にあふれた特色を持つ必要がある。

富士吉田市には富士山があるが、富士山は万葉集でも取り上げられ、信仰の山として、江戸時代、庶民による富士講などによって作られてきた伝統ある遺産であり、この伝統を次の世代に引きついで行くことが私たちの願いでもある。

富士吉田市を「夢を持って町おこし」をする必要があると考えるが、富士吉田市にはどのような特徴、優位性があるのか、またどのような弱点や魅力の欠如した点

があるのか、町おこしのため追い風をどのように捕らえているのか。

また、富士吉田市商工会議所、慶応大学、市民の皆様、行政等により構成された富士吉田市観光サービス開発等調査委員会が設置され、富士吉田市の活性化の検討が進められているとのことだが、成果はどのようなものか。

一回目の市長答弁

本市の特徴や優位性についてですが、観光における本市の魅力は、日本一の富士山や周辺に富士五湖などを擁する大自然に恵まれた観光高原都市であること、交通アクセスに非常に優れた立地条件にあることである。加えて、富士山世界文化遺産の構成資産である吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、旧外川家住宅などの富士山信仰に関わる歴史的経緯や文化的価値をも

有している。一方、課題としては、本市の観光拠点である道の駅などを有するリフレびじよしだエリアから昭和の佇まいが今も残る下吉田・月江

寺エリア、富士山駅・御師住宅・北口本宮富士浅間神社へとつながる御師宿坊の町並みエリアなどの観光スポットへ観光客を誘導する仕組みの確立に向けて、今以上に取り組みなければならぬ点と考えている。

富士山の世界文化遺産登録の決定がされると、富士山や富士五湖周辺を訪れる登山者や観光客は大幅に増加することが予想されるため、これを追い風と捉え、観光客誘致を進めていきたい。

富士吉田市観光振興サービス開発等調査委員会が設置されたこと、この委員会では、慶應義塾大学SFC研究所によるスタディーツアープログラムを活用により、外から見た本市の魅力や地域資源を掘り起こすとともに課題等を整理検討し、実効性のある事業の提案などを本年度末までに行うことになっている。

また、都留文科大学の先生には、市民との協働による新たな手法などの指導も受けており、本市としては、民意が反映されたこの調査研究結果について十分検討し、実現可能なものについては事業化に取り組んでいきたい。

二回目の質問

観光客を誘導する仕組みはどのようにするのか、具体的な考えがあるのか。「町おこし」の為、一日も早く具体的な事業の展開を願いたい。

二回目の市長答弁

観光客誘導のための具体的な仕組みづくりについては、現在、本市には、本市の観光スポットを見た目にも分かりやすく紹介するガイドマップが作成されていないことから、現在、その作成に向けて検討を行っている。

また、来年度には、観光部門に特化したホームページを開設し、市内への観光客の誘導に努めていく。

吉田口登山道の復活について

一回目の質問

夏場の馬返の登山客の通過者が一昨年は3846人で、昨年は7月、8月だけで1万1771人と、まだ少ないが年々登山客の増加が予想される。

中の茶屋については、「富士山吉田口登山道の歴史ある茶屋である」とも、麓からの富士登山の推奨など、本市の観光施策の推進においても重要な施設であると認識している。」との答えを執行者から頂いているが、未だ解決はされていない。

「中の茶屋の建物が個人の資産であるため、権利関係者と施設取得のため協議を行った経緯がある」とのことであったが、その後の答えは出ていない。観光シーズンには目の前に迫ってきたが、再度、権利者と話し合いをする予定はあるか。9月の一般質問で難しい

と答弁された大石茶屋、馬返、一合目から五合目までにある「茶屋」、「ほこら」の権利の見直しについては、「厳しい制限に加え、複雑な権利関係等の課題があるため、国、県等と十分協議する中で慎重に対応しなければならぬ。」と述べられたが、対応した結果はどのようなものであったか。

また、廃屋の処理は建物の権利者の了解があれば、出来るとも聞いているが、何時までに廃屋を片付ける予定か。

馬返の大文司屋の外でのお休処の開設は、夏の2カ月間と聞いているが、大文司屋の建物を利用して、雨、風をしのぐ場として利用できると、屋内でのお休み処の開設を望む。

大文司屋から借りて、吉田口登山道の復活のため現在より長く開放する予定はあるか。

一回目の市長答弁

廃屋の撤去に向けた対応については、現在、環境省富士五湖自然保護官事務所、山梨県学術文化財課、山梨県富士・東部林務環境事務所、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合などの関係機関において、それぞれの立場に立った考え方を確認したところである。課題としては、学術面からの記録保存の調査、撤去した場合の権利者と恩賜林組合との分割利用権の問題、撤去費用の問題などであり、これらの課題を関係

機関で協議した後、権利者への対応を図っていく。大文司屋の開放については、大文司屋が個人所有であることや所有者と明治大学とのこれまでの賃貸の経過等もあるため、これらを整理する中で検討していきたい。

企画管理部長答弁

中ノ茶屋については、本市の観光施策を推進するためにも重要な施設であると認識しているが、敷地が分割利用地で建物が個人資産であるため、深く立ち入れない。

数年前に施設の営業を行わなくなった時点から、施設の権利関係者とは、施設の取得を含めた再開への道筋を模索する中で幾度となく繰り返し協議を行ってきたが、本年度になって権利関係者の状況が二転三転したため、現在は協議が休止している。

中ノ茶屋が有する多面的な重要性は深く認識しているため、権利関係者の状況が変化し、協議を再開できる状況に至った場合においては、話し合いに応じたい。

二回目の質問

廃屋の撤去について、各機関にそれぞれ立場に立った考えを確認したところである。とのことだが、その確認の結論はどのようなものであったか。「2013年、富士山の世界文化遺産登録までに登

山道の廃屋を片付け、撤去に向け関係機関との交渉を進める、「往年のにぎわいを呼び戻したい。そのためにも朽ちた小屋を復元することは必要、そのために恩賜林組合などと提携し、実効ある道筋をつける」と具体的な問題提起がされている。

廃屋の撤去について、2013年までに解決すると理解してよしいか、改めてその決意をお聞きする。

二回目の市長答弁

廃屋の撤去に向けた対応について、それぞれの立場に立った考え方の確認後の結論については、学術面からの記録保存の調査、撤去費用の問題などの課題が確認でき、今後の協議により結論を導き出すものである。廃屋の撤去の時期については、課題の整理、建物所有者との交渉など、撤去までには問題があるが、富士山の世界文化遺産登録を好機として捉え、問題解決に向けて関係機関と連携を図り、全力を挙げて進めていきたい。

英語教育について

一回目の質問

世界がグローバル化してきた現在、世界共通語である英語を話せることは避けて通れない。

英語がしゃべれない日本人が多すぎる。英語教育で中学から高校卒業までの六

年間、勉強したにもかかわらず、読み、書き、文法は学んでも会話はできない。

富士吉田市は観光都市を標榜しており、外国人観光客が増えることが予想され、町おこしのためには観光案内もガイドも英語が必要になるので、小学生から高校生まで、外国人と英語で片言でも話が出来よう教える時間を増やすことを望む。

今年度から週一回の英語の授業が小学5・6年生でも行われているが、小学生から英語を取り入れるためには英会話を中心にするのか、教科書を使って読みを中心にするのか。カリキュラムの編成権は校長先生が持つとして、どのような対応を考えているか。

外国語指導助手の中学生の英語の授業の目的はどのようなものか。外国語指導助手が市内各中学校に派遣されているが、各学校ごとに何名の助手が派遣されているか。各学校のクラスの数も多少があり、授業は十分ではないが、その対策はどのように考えているか。

一回目の教育長答弁

小学生からの英語教育の対応についての現在の状況は、平成23年度から5・6年生を対象に週一時間の外国語活動が新しく導入されている。また、中学校においては、平成24度から外国語を週3時間から4時間に増加する。

小学校では、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養う。会話が中心となっている。中学校では、教科書を使用しているが、多くの場面が会話形式で構成されている。カリキュラムの編成については、基本的な時間数は学習指導要領に示されているため、時間割を各学校の創意工夫により行っている。

外国語指導講師の目的については、英語を母国語とする講師の生きた英語を学ぶことでコミュニケーション能力を高めたり、国際理解教育を推進したりすることであり、各学校への派遣については、昭和61年度から市内中学校4校に派遣しており、現在、4名が授業時間に応じて指導にあたっている。

また、平成元年からは先駆的に毎年、市内中学生十数名を姉妹都市であるコロラドスプリングス市にホームステイ体験させ、生の英語に触れる機会をつくってきた。小学校においては、平成20年度から外国語指導講師による指導を行っており、平成23年度からは5・6年生に会話を中心とした活動を行っており、1年生から4年生についても、国際理解教育として外国語指導講師による指導を行っている。

二回目の質問

これからの若者が世界で活躍するためには英会話は欠かせないものであり、長い間英語の実用性が叫ばれてきたのに、話すことも、聞くこともできない。その原因は何だと思うか。その解決のために市としての独自の対策は考えているか。

英語を話すことや聞くことが出来ない原因については、日常生活の中で、英語を話す必要性和機会が少ないことが考えられる。意欲・関心を高めることやその機会と必要性を高めることについては、各小中学校が、最大限の努力をしており、その結果、以前に比べ子どもたちが英語に触れる機会が増え、外国の方と話をするときの緊張感や隔たりは薄れてきている。

今後の対策については、1年生から4年生については、英語に慣れ親しむ活動を行っており、その他の学年についても外国語指導講師を引き続き活用している。

また、少人数での学習として、地域の外国語に精通した方をボランティアとして活用したり、子どもたちの放課後の活動として英語に触れる機会を増やすために学生ボランティアを活用していきたい。

一回目の質問

地震など大きな災害が発生したときには、ここに避難しましょう。松山公民館」と大きな掲示板が松尾神社の入口に立てられている。

松山地区の人々は、松山公民館が避難場所になっているが、富士吉田市としては避難場所、防火施設は、どのような整備が必要であるかと考えているか。

今日では、松山公民館は富士吉田市の指定された避難場所になり、社会活動、文化活動の拠点になり、老人の慰労会の開催場所になるなど、地域の公的な施設として利用されている。

再建されてから40年以上経過し、建物は老朽化し、避難場所としての基本的な整備が整っていないのか、文化、社会活動の拠点として、手直しも必要ではないか。改築して、周りの松尾神社の景観に合うようにするだけでよいとする意見もある。社会学級で公民館を使用するが、公民館とトイレは別棟にあり、それらが一つにつながってれば、子供も社会学級の生徒も安心して夜間も使用が出来る。公民館の使用には住民の要望も数多くあり、解決しなければならぬ問題は多い。

松山公民館を市としてどのように位置づけているか。もし、重要な施設として位置づけているのなら、今後、改築するなどの策を講ずる予定はないか。

松山公民館についても、同様の所有形態を有しており、これまで松山地区住民の皆様の営繕努力により維持管理され、活用されてきているので、当該公民館の修繕などについては、引き続き、地域住民の皆様の御理解と御努力を賜りたいと考えている。

松山公民館についても、同様の所有形態を有しており、これまで松山地区住民の皆様の営繕努力により維持管理され、活用されてきているので、当該公民館の修繕などについては、引き続き、地域住民の皆様の御理解と御努力を賜りたいと考えている。

企画管理部長答弁

防火対策を含めた避難所の整備については、二次避難所については、一次避難所についても、耐震構造で消防法に適合した公衆施設やその敷地を指定してきており、平成22年3月の地域防災計画の見直しの際に、松山公民館については一次避難所の指定を解除し、同じ敷地内の松尾神社境内へ変更した。現在、松尾神社入口等の案内看板については避難先の名称を変更してない状況であるので、早急に対応していく。

松山公民館について

一回目の質問

地震など大きな災害が

一回目の市長答弁
松山公民館の位置づけに



市政一般質問

3月

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

渡辺 貞治 議員



防災対策について

一回目の質問

昨年3月の東日本大震災以降、市民の防災に対する意識も高まり、各家庭でも非常持出袋の準備や食糧の備蓄など、大規模災害に対し、それぞれの防災対策が進んできたように思われるが、各家庭での対策には限界がある。

市には現在、5箇所の防災備蓄倉庫が設置されているが、そこに備蓄してある各種備蓄品は大規模災害時に各避難所で不足することが無いよう整備されているのか、整備については市長はどのように考えているのか。また、現在、計画的に実施されている各学校の体育

館建設は、当然耐震性を考慮したものと思うが、何故その施設の中に備蓄倉庫としての施設を併設しないのか疑問である。大規模な災害が起こった場合、電柱が倒れたり、道路がひび割れて通行不能になり、二次避難所である各学校へ物資の搬送がままならなくなる事も考えられる。

現在設置されている五箇所の備蓄倉庫と併せて二次避難所である各学校への備蓄品の整備も必要と考えるが、いかがお考えか。また、富士山噴火などの大規模災害が発生した場合、広域的避難を考えなければならぬが、このことについて国や県への応援要請など、どのような体制を取っているか。

一回目の市長答弁

備蓄品については、県が調査した東海地震における本市での被害想定に基づき順次、整備を行っており、食糧備蓄計画により既に3日分の食糧を整備している。また、毛布、災害用トイレなどについても、順次整備

を行ってきたが、東日本大震災の教訓や切迫性が指摘されている東海地震等を鑑み、早急に二次避難所としての機能強化を図るため、平成24年度に前倒しして整備していく。

学校体育館への備蓄倉庫の併設については、大規模災害時に電柱が倒れたり、道路がひび割れて通行できない場合などの対応策については、道路公園班を中心には、道路公園班その調査結果を受けて、市内建設業者等の協力を得て、二次避難所、市立病院、防災備蓄倉庫、市役所等を結び道路を、災害時優先道路と位置づけ、他の道路に先んじて通行の確保を図ることとしている。

現在、市内に5箇所の防災備蓄倉庫があり、設置場所も各地域に分散している。また、二次避難所である各学校に十箇所のコンテナ倉庫を設置し、二次避難所開設のための必要な物品を用意しており、有事の際にいち早く対応できる体制を確保している。

また、富士山噴火などの大規模災害時における国や県との連携体制については、富士山周辺市町村が相互に協力し、火山噴火や火山性地震等による被害を最小限にとどめることを目的に富士北麓地域の一市三町三村で構成された「富士山火山防災協議会」や、同じく富士北麓一市三町三村と静岡県の六市二町で構成された

「環富士山火山防災連絡会」などにおいて、日頃から大規模災害への対応策や国、県に対する要望事項などを協議している。

二回目の質問

「富士山火山防災協議会」や「環富士山火山防災連絡会」では、これまでどのような協議が行われ、どのように要望活動に反映したか。また、広域避難等については、一自治体の問題ではなく、富士北麓市町村全体の課題であると感じている。県域或いは県域を越えた広域避難をする場合は、山梨県が積極的に関与していくことが重要であると考えているが、本市の地域防災計画との関連はどのようになるか。

二回目の市長答弁

「富士山火山防災協議会」等における協議及び要望活動については、山梨県側の「富士山火山防災協議会」で課題を協議検討し、そこで出された内容を「環富士山火山防災連絡会」に提案し、意見集約後に、国、県、関係機関へ要望している。「協議会」及び「連絡会」での協議内容については、一点目として、広域避難に対する支援について、二点目として、広域避難路等の整備について、三点目として、火山噴火災害時における高速道路の活用について、四点目として、災害時要援護者の避難にかかる支援について、五点目として、富

士山の調査・研究、防災対策の協議等の継続について、六日目として、有効な砂防構造物の整備について、七日目として、観測機器設置の充実と観測情報の一元化・共有化等について、広く協議検討されている。

広域避難に対する山梨県の関与についてであるが、富士北麓地域十万人の人口を有する中で、他市町村、他県への広域避難については、避難者を受け入れていただく市町村との調整や、避難施設の確保及び避難者の搬送など課題が山積している。このため、国の防災基本計画の改正を受け、今後山梨県に対し、速やかに「火山防災協議会」の設置を働きかけていく。

本市の地域防災計画との関連については、昨年12月下旬、山梨県地域防災計画の修正概要・修正要旨が示され、現在、本市の地域防災計画の基本的な事項の見直しを鋭意進めている。

山梨県では、平成24年度から「富士山火山防災協議会」等と協議する中で、広域避難等について、噴火レベルに応じた具体的な避難先、避難経路、輸送方法等の検討している。これとの整合性をとりながら、本市の地域防災計画における広域避難等の作成をしていきたい。

富士山の調査・研究、防災対策の協議等の継続について、六日目として、有効な砂防構造物の整備について、七日目として、観測機器設置の充実と観測情報の一元化・共有化等について、広く協議検討されている。

消防団活動について

一回目の質問

消防団は、本業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全確保のために活動している。

本市には本団と23個の分団があり、東日本大震災時や台風接近の際には、地元住民の安心・安全のため、また、被害拡大防止のため出動し、これら災害による人的被害を減らすことなく、その使命を果たしている。

市内の自治会には、消防分団のない地区があるが、火災や風水害の発生時、さらには東海地震等の大規模災害が発生することが予想されている。このような地区に対し、分団の設立について、どのように考えているか。

最近では、過疎化や高齢化の進行、さらには産業・就業構造の変化に伴い、全国的に消防団員数が年々減少しており、地域の防災力低下が懸念されている。本市においても、定数540名の中、一部の分団では団員が不足している状況であるが、このような消防団員の確保が難しく、団員が減少している地域に対し、増員対策をどのように考えているのか。

一回目の市長答弁

消防分団のない地区における分団の設立についてであるが、現在、市内には分団のない自治会は8自治会あり、これらの自治会では、自主防災会の組織が編成され、これが地域における助け合い「共助」の要となっている。

消防団については、消防団活動そのものが、自治会活動であるので、消防分団のない地区に分団を設立するためには、まず、地元における設立に向けた強い要望や御理解が当然必要であり、その上で地元と協議の場をもちながら、支援を行っていききたい。

消防団員の増員対策については、消防団員全体の処遇を改善すると同時に、活動しやすい環境を整備することが重要であると考えている。

具体的には、平成24年度以降、消防団員への報酬については現行の約2・8倍に、出勤手当については2倍にそれぞれ引き上げ、処遇改善を図り、消防団員の士気向上につなげていきたい。

また、本市の消防団員は、約9割が事業所などに勤務する方なので、平成24年度から「富士吉田市消防団協力事業所表示制度」を導入し、事業所側の御理解をいただきつつ、団員が活動しやすい環境づくりを進めたい。

二回目の質問

分団の設立には、地元の意見を集約し、市と話し合いを進めながら行っていくことからして、時間のかかることであると思われるが、消防分団のない地域も含め、消防防災体制の強化はこれからも必要なことであると思われるので、市としては各地域にどのような支援を考えているのか。

また、消防団員の処遇の見直し策として、消防団員の報酬と出勤手当を平成24年度から大幅に引き上げることだが、今後も消防団員の確保に対し、積極的な施策の展開を期待している。

二回目の市長答弁

防災体制の強化のためは、各地域への支援については、安全・安心のまちづくりの実現のため、平成24年度において、自主防災会及び消防団といった自治会組織と協議・検討の中で、備品、機材及び設備等について、一定の支援を行っていききたい。

また、分団の設立にはある程度の時間を要するので、分団のない地区の方が他の地区に分団で消防団活動を行うなど、今後も分団のない地区とある地区との連携体制が図られるよう、関係者に働きかけを行っていききたい。

金鳥居北側の電線地中化とそれに伴うまちづくりについて

一回目の質問

現在、国道139号の金鳥居交差点から富士山側においては、歩道のバリアフリー化や電線類の地中化が行われているが、金鳥居交差点北側の中曽根地区においては、電線類の地中化はもとより、歩道においてもバリアフリー化さえ実施されておらず、「安心・安全なまちづくり」が全く進んでいない。

平成22年に供用開始された中央通り線と国道139号が交差する中曽根地区には、今後、多くの人や車が流入し、まさに上吉田地域の北の玄関口として大きな役割を持つと考えており、この様な中で、「電線類地中化事業」を実施し、良好な富士山眺望という地域特性を活かし、浅間神社の門前町として金鳥居の上下で調和の取れた街並みを形成していく事は正に時宜にかなった事業であると考えている。

この地区においては地元住民による「国道139号（富士みち）沿線まちづくり事業地区検討会」が発足し、幾多の検討会を重ねる中で昨年2月、検討会の総意として市に対して整備推進の要望書が提出されている。

そこで、電線類地中化事業の現在までの状況と今後の取組みについてお聞きする。

一回目の市長答弁

中曽根地区の電線類地中化事業については、平成21年1月に富士吉田商工会議所からの電線類の地中化に関する要望を受け、同年12月に金鳥居交差点から中曽根交差点までの約300mの区間における電線類地中化の整備に関する要望書を山梨県に提出した。

その後、地元住民を中心とした「国道139号（富士みち）沿線まちづくり事業地区検討会」が発足され、昨年2月には地区検討会から本市に対して「電線類地中化事業並びにまちづくり事業」についての要望書が提出され、地元住民の強い思いを受け、昨年3月に山梨県知事あてに電線類地中化事業の早期着手を強く要望する旨の要望書を提出し、さらに昨年10月に、山梨県市長会から山梨県知事に提出された「平成24年度県施策及び予算に関する提言・要望」の中に本事業を新たに盛り込んだ。

今後も本事業の早期着手に向け、事業主体である山梨県に強く要望していきたい。

また、世界文化遺産への登録が決定されれば、多くの観光客が富士山麓に訪れることも予想され、世界文化遺産としての富士山の魅力や文化を伝えることが益々重要になると感じている。

金鳥居から上の地域については、コアゾーンとなる外川家住宅や小佐野家住宅インフォメーションセンターとしての機能を持つ金鳥居茶屋等があり、観光客に

線類の埋設ができないため、国道沿線においては両側3mずつの拡幅が必要となるが、道路の拡幅を伴う地中化には多額の事業費を要するため、山梨県においては東日本大震災や公共事業の予算削減の影響等も含めて、直ちに事業化することは難しいと聞いており、沿線住民から落胆の声も聞こえている。

そこで二回目の質問をする。「吉田の火祭り」も国の重要無形民俗文化財に指定するよう文部科学省に答申された。ご存知のとおり、「火祭り」における大松明は、中曽根地区から浅間神社まで続いており、これは室町時代末期から続く地域の伝統文化を継承してきた上吉田地域に住む住民の強い一体感によるものであると確信している。

私を含め、地域の住民としては、金鳥居を中心とした南北に調和の取れた街並みが形成されることを強く望んでいる。

また、世界文化遺産への登録が決定されれば、多くの観光客が富士山麓に訪れることも予想され、世界文化遺産としての富士山の魅力や文化を伝えることが益々重要になると感じている。

金鳥居から上の地域については、コアゾーンとなる外川家住宅や小佐野家住宅インフォメーションセンターとしての機能を持つ金鳥居茶屋等があり、観光客に

情報や魅力を伝えることができると思うが、金鳥居下の中曽根地区については、現状、明確な方針が見えない。

電線類地中化事業もその方法のひとつではあるが、市の考え方として、特に富士山の世界文化遺産登録を見据えた中で、中曽根地区をどのように位置づけているのか、また、今後増えるであろう観光客の誘導を図っていくつもりがあるのか。

二回目の市長答弁

中曽根地区は、地理的にも、上吉田の御師町と下吉田地区とを結ぶ重要な町として、栄えてきた歴史的経緯があり、本市としては、金鳥居上の御師の町並みの玄関口として位置づけている。

富士山の世界文化遺産登録に向けての町並み景観の重要な要素でもある電線地中化については、金鳥居北側についても、早急に推進を図るため、引き続き山梨県に強く働きかけていく。

観光客の誘導については、あるが、「吉田の火祭り」が、国の文化審議会において、重要無形民俗文化財とするよう文部科学大臣に答申されことは、富士山世界文化遺産登録と共に、多くの観光客を誘致する起爆剤となるものと考えている。

中曽根地区における観光客の誘導については、御師の町並みの玄関口の位置づけとして、併せて、その誘導について検討していきたい。

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

3月

渡辺 嘉男 議員



就学前の子どもの状況と『総合子ども園』について

一回目の質問

政府は、「子ども、子育て支援法案」等、関連三法案を本国会に提出し、『総合子ども園』に係る一連の制度を2015年から導入するとしている。

以前から幼保一体化は検討されてきた課題であるが、ともかく0〜2歳児のみを預かる乳児保育所を除き、すべての保育所を平成27年度から三年程度で一体化施設『総合子ども園』に移行させるとしている。

そこで、本市における、就学前の子どもの現況につ

いて、第一として、現在本市における就学前児童の数

について、第二として、保育園への就園の状況、幼稚園への就園の状況について(無認可等乳児保育所、託児施設を利用しての児童の数等、調査してある数字について)、第三として、市内の幼稚園の数、定員数の状況について、第四として、本市における出生児の過去の推移と、今後の推計について、お伺いしたい。

さて、本制度導入にあたっては、当面現在の保育所を教育できる一体化施設として、『総合子ども園』として移行させるとしているが、これの経費について国、県、市の負担割合、予定される経費についてお伺いしたい。

次に、幼稚園については一体化への移行期限を設けないとしているが、本市における幼稚園の意向、実態はつかんでいるのかお伺いしたい。

また、総合子ども園のスタート時には、所管につ

ても福祉、教育をまとめた専門部署で総合管理運営指導が必要となるが、これについて検討されているのかさらに、少子化傾向の中、保育園が「子ども園」のような型に移行することで、既設幼稚園をこれ以上圧迫することにならないかお伺いしたい。

一回目の市長答弁

「総合子ども園」についての関連法案が今国会に提出されているが、費用負担については、国と地方の役割分担や私立保育所、私立幼稚園に係る現行の制度等を踏まえて設定する」とされており、財源のあり方と併せて制度施行までに検討される予定であることから、現在において具体的な負担割合は明示されていない。

本市における幼稚園の意向等については、市内各園では、現在、研修会に参加するなど、国の動向を見定める段階であり、具体的な意向を把握できていない。

「総合子ども園」施行に向けた、福祉部門と教育部門をまとめた専門部署の創設については、今後の国の動向を注視する中で検討していきたい。

既設幼稚園への影響については、本市としては、昨年頃から実施している幼保小連携連絡会議等を通じて調

査及び情報収集を行い、私立幼稚園がこれまでどおり、幼稚園としての幼児教育への考えを堅持できる環境を確保し、今後の円滑な幼保共存について模索していきたい。

市民生活部長答弁

就学前の子どもの現況についてであるが、第一点目の現在の本市における就学前児童数は、平成23年4月1日現在、0歳児が378人、1歳児が397人、2歳児が423人、3歳児が424人、4歳児が401人、5歳児が412人である。

次に、第二点目の保育園や認可外保育施設の利用状況及び幼稚園への就園の状況については、平成23年10月1日現在、公立保育園には678人、私立保育園には208人が登園している。割合で見ると、0歳から2歳児では20%、3歳から5歳児では約52%が保育園を利用している。また、幼稚園においては、3歳から5歳児は約48%が利用している。認可外保育施設は現在4箇所あるが、平成23年10月1日の利用状況は131人である。

次に、第三点目の幼稚園の数及び定員については、市内に幼稚園は5園あり、定員は1320人である。次に、第四点目の出生児

の推移については、人口動態統計によると、平成15年10月1日現在の出生数は531人で人口千人に対する割合を示す出生率は9.9である。平成20年の出生数は421人で出生率は8.2である。平成22年の出生数は441人で出生率は8.7であり、平成15年と比較すると90人減少している。

また、今後の推計であるが、第五次総合計画によると、0歳から14歳までのいわゆる年少人口について、減少することを予測している。出生数についても、応分の割合で減少していくものと捉えているが、平成20年から22年までの2年間における実出生数は20人増加しているところである。

二回目の質問

本件の制度実施については、目前に迫った事案であることは間違いない。幼保連携については、県下の市町村でも有識者を含めた研究検討チームを立ち上げ、具体的な各地域における子ども子育てシステムの方策の検討に入ったところもある。

本市においても、本市独特の環境があり、私立幼稚園については、定員数は有るものの、実際の園児数はこれを下回った数字になっている。

そこで、将来にわたって就学前の子供の子育てプランをきめ細かく考えてみることを提案するが、そうすることによって、健全で安心安全な育児環境づくりの基礎をつくる事が可能になると思う。

そこで、再度質問するが、第一点目として、本市において、総合的に関係各部署のスタッフによる「総合子ども園」の構築に向けての検討研究会を発足する考えがあるか。あるとしたならば、いつ頃どれくらいの規模等を考えているのか。

第二点目として、幼保一体化施設として、いずれは整備しなければならぬ状況があることに鑑み、私立幼稚園、私立保育園それぞれに対して、意向調査を実施したり、懇談会等を立ち上げて対応していくことを考えているか。また、これらの準備として、家庭の就業状況や就園児の通園地域別状況等の基礎データを収集することも必要ではないかと考えるが、いかがか。

二回目の市長答弁

一点目の「総合子ども園」の検討研究会の発足については、政府が、「子ども・子育て新システム」の円滑な導入に向け、関係部署はもとより、市内各関係機関の御協力を頂く中で、専門部会設立も視野に入れ、調査

行う場が必要であると認識している。今後においては、本市の特性を生かした場の設定に努めていきたい。

次に、二点目の幼保一体化に伴う意向調査等については、「子ども・子育て新システム」の導入に向け、市町村は、潜在ニーズも含めた地域での、子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、「新システム」の給付・事業の需要見込量及び見込量確保のための方策等を盛込んだ「市町村新システム事業計画」を策定し、この計画をもとに、給付・事業を実施することになる。今後は、時期をみて、しかるべき対応を図っていきたくと考えている。

市街地における道路計画とまちづくりについて

また、将来にわたる本市の「子育てプラン」については、地域の特性等に配慮するとともに、きめ細やかなものになるよう最善の努力を怠りません。

一回目の質問

市長は、新倉南線及び(仮称)新倉トンネル整備工事や懸案の中央自動車道スマートインターチェンジ設置事業、さらには国道138

の上宿交差点から富士見公園前交差点までの四車線化などの事業について、いよいよ具体的実施へのステップが踏まれようとしている。

都市計画マスタープラン等もあるが、望ましいと思う未来を今を担う我々が描いていくには、急に結果を出せないことでもしつかりとしたまちづくり計画を立てていくことが肝要である。

私は、こうした道路開発と共に未来を拓く総合的で現実的な地域プランを立て、それを市民の多くに示し、具現化に向け、各分野相互の連携の中で、強力に推進していくようなプロジェクトが必要ではないかと思つた。これまでの地域づくりや開発プランなどは、コンサルタントや自治体関係者だけの中で進められてきたが、専門的であるが故の案だけに比較的、実施にあたっての具体性に欠けているから、多くのプランが夢の部分が多く残しながら、実施には至っていない。

そこで、今後、整備予定の道路を含めての夢を織り込むプラン作りを短期・中期・長期に分けて考えてみることを提言したいと思うが、いかがお考えか。

また、プラン作成には市の担当とともに、地域の風土や特性を熟知した有識者や行政経験者にも加わっていただき、ソフト面を含め

ての地域づくりを計画してみたいかがでしょうか。次に、先にあげた三事業にかかる、アクセス道路についての検討などされているのかどうか、交通施設等を含めて進捗状況をお聞かせください。

さらに、総合的なまちづくりには、道一本を整備するだけでも、戦略性や総合実践力がなければならず、堀内市長に対するこの役割への期待は大きなものがある。

すべてにおいて、5年から10年という時間の経過が必要である。道路整備を含めた将来に向けての「まちづくり」については、市長の大局的な考えをお聞かせください。

一回目の市長答弁

夢を織り込むプランづくりについてであるが、本市の総合的な方針については、「第五次富士吉田市総合計画」を最上位の計画と位置づけられており、また、道路やまちづくりを含めた長期的な計画としては、平成14年からの20年間を計画期間とした「都市計画マスタープラン」を定めている。

計画に具体性や実効性を持たせるために、さらに短期・中期・長期と分けてプラン作成を行っていく。

次に、プラン作成への有識者等の参加については、

ソフト面を含めた地域づくりの計画作成にあたっては、地域の風土や特性を熟知した有識者の方々への参加が必要であると考えている。

次に、新倉南線整備工事等三事業に関する進捗状況についてであるが、新倉南線及び(仮称)新倉トンネルについては、平成26年度末の供用開始を予定している。

(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジについては、そのアクセス道路である県道富士吉田西桂線とともに平成26年度末の供用開始を目指している。

また、国道138号の四車線化については、来年度より調査事業を開始するものと聞いている。

次に、将来に向けての「まちづくり」についてであるが、道路整備における「まちづくり」は、広域的な幹線道路ネットワークの形成やそれらを結ぶ道路が補完的な役割を果たすことによつて、本市のまちづくりの骨格となる道路体系が確立されるものと考えており、「広域幹線道路ネットワークの強化」、「防災機能の強化」等、多くの課題を含め、様々な観点からの検討が必要であると認識している。

10年に及ぶ長期的なまちづくりに対する私の期待に対しては、これに十分に応えるべく、本市の道路整備

を含めた将来に向けてのまちづくりの推進に全力を傾注し、確実に実施していく。

二回目の質問

何と云つても街の活性化には道路体系の確立が必要である。しかし、防災計画を例にとつても、先の東日本大震災により大きな見直しがあつたように環境の変化は激しく何事も短い期間でのローリングが必要である。

街づくりでは、特に短期的に検討を加えなければならぬことと同時に、反対に先を見越した対策を講じなければならぬ。

通称「赤富士通り」、赤坂線のことであるが、いつの頃からか分らないが、特に誘致とか計画をしたわけでもないのに、金鳥居交差点から富士見バイパスにかけて飲食店や量販店が軒を並べ、賑やかな通りになつているが、反面、歩道が狭隘で歩行空間がなく、なんとなく雑然とした通りになつてしまつている。

出来るならば、こうした現象が起きないよう、事前にあるべき街の姿を考えてゆかなければならないと思う。今からでもこうした街を見直し、整然とした幹線網作りにあつたらどうか、こんな点についての取り組みのお考えがあるか。

これは、都市計画道路を含めた道路整備計画について、これまで将来の都市像を想定しつつ、また、当時の法令等に基づき、時代に即した形で進めてきたが、道路等の整備の進捗により、「まち」としての構造や物流の流れに変化が生じたことを要因の一つとして顕在化してきたものと考えられる。

今日の道路空間利用の考え方としては、車優先から歩行者優先へとその考え方が変わつてきており、歩道の設置や道路の幅幅等を行う中で歩行空間の確保に取り組んでいる。

道路づくりにおいては、このような短期的な検討を行うとともに、常に将来的なまちの発展を見据えた中で長期的な展望を踏まえて計画の策定を行っていくことが重要であると考えている。

いずれにしても、まちづくり及びまちの活性化においては、都市構造の変化などに柔軟な対応が必要であり、今後の計画については、

街の見直しと整然とした幹線網作りについては、時代の変遷とともに街並みが形成される中で、本市の幹線道路等においても、十分な歩行空間の確保に至っていない状況が見受けられている。

市政一般質問

3月

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

前田 厚子 議員



学校防災の取り組みについて

一回目の質問

一点目は東日本大震災の発生から、まもなく一年が経とうとしている。

日本中がそうであったように私達は、いつ、どんな時も、どんな所でも地震の恐ろしさと被災に遭われた方々に思いをはせながら、私達の地域にきたらどうして避難するのか真剣に考えている。

たのではないが。学校には防災マニュアルがある。阪神大震災を教訓に県教育委員会が示した指針に基づき、地域性をふまえて独自のマニュアルを作成している学校が多いとの事である。児童生徒が在学中に発生した東日本大震災では、保護者への連絡体制の不備などでマニュアル通りに行動出来ないケースも相次いだため、見直しの動きが出てきているとのことである。保護者への連絡方法や子供の引き渡し方法を詳細に明記したり避難所運営の指針を作成したりしているとのことである。

教育委員会としては、引き渡しについて、どのように考えているかお聞きしたい。

岩手県釜石市で耐え難い被害に遭いながら、市内の小中学校のほとんどの児童、生徒が津波から逃れることができた。これこそ、ここ数年繰り返し返ってきた『防災教育』の賜である。

自らの力で自分達の大切な命を守り、何があっても互いに信じ、助け合いながら生き抜いていく。この『人間への信頼』『自立の心』を育むところに人間教育の根幹があるとされている。教育とは大人が考える以上に子供達の心を練磨していくものであると『釜石の奇跡』は改めて教えてくれた。

以前、防災教育の時間を増やすことについて学校で聞いたことがあるが、授業時間が足りなくなるので改めて時間を取ることは出来ないとのことであった。どこの学校も同じ状況だと思われるが防災教育と防災訓練は絶対に必要だと思う。防災訓練も自宅から学校までの訓練を父兄と一緒に行うことが必要だと思う。『釜石の奇跡』は生きた教材として活用すべきである。

必要な事だと思うが教育委員会の考えをお聞きしたい。

三点目は、各学校発信の『保護者メール』についてお尋ねする。

学校と家庭の緊急連絡網として今年から各学校で実施されると聞いていますがその進捗状況をお聞きしたい。

最後にハード面でお聞きしたい。

地震はもとより、小さな障害でも危険にさらされるのが窓ガラスの飛散である。『非構造部材』の点検となるとまだまだたくさんでてくると思うが、割れガラスや飛び散ったガラスでケガをする人が特に多いので、飛散防止の対策を考えていただきたいと思う。

市として小中学校の非構造部材の改修等、予定されているところがあればお聞きしたい。

一回目の教育長答弁

まず、一点目の児童・生徒の『引き渡し』については、災害時においては、児童・生徒を安全な場所へ誘導し、その後、被害状況等を把握した上で集団下校、引き渡し、学校内での待機のいずれかによる安全の確保を図ることとなっている。災害時における引き渡し等の重要性は十分

認識しているところであり、各学校においては、緊急児童引渡しカードに基づき保護者への引き渡し訓練を実施しているところである。

二点目の防災訓練の実践等については、通学路における防災訓練については、第一点目で答弁した学校での引き渡し訓練の際に、子どもと保護者が通学路を通って帰宅する指導をしているところである。

また、学校における防災教育の必要性については、年四回から五回実施している防災訓練時を含め、子どもたちへの防災教育に関して指導していきたいと考えている。

第三点目の各学校発信の『緊急メール』については、現在、各学校の教職員による登録及び配信テストを行っているところであり、近日中には利用が可能になる状況となっている。

第四点目の学校施設の改修等については、地震等により窓ガラスの飛散や外部・屋上・内部等の非構造部材、建築設備などが破損・落下することによって、大きな被害を及ぼす恐れのあるものについては調査を行い対応しているところである。

今後においても、児童生徒の防災対策、地域における安全な避難場所の確保の観点から、施設全体の総合的な安全管理を推進していきたい。

二回目の質問

山梨県地域防災計画の修正概要の中にも現行の『児童、生徒保護対策』とだけある箇所が大きく修正されている。

学校等の管理者による地震の発生に備えた通学路の安全性の検証。児童、生徒等に対する実践的な防災教育の実施。避難所としての学校の体制づくりとある。

今迄のままの訓練で良かったら県の防災計画もこれ程大きな見直しにはならなかったと思う。

緊急時の『保護者メール』も近日中には使用が可能になるとのことなので、この『保護者メール』を使用した防災訓練なども新たな見直しの計画の一つに入れることは考えているか、意見をお聞きしたい。

四点目の窓ガラスの飛散防止対策などの非構造部材の見直しだが、震災で天井や照明器具が落下する被害が相次いだ事を受け昨年の夏、国が柱や壁以外の『非構造部材』の点検状況と耐震対策を初めて実施した。

その結果、市町村に推進を呼びかけているようだが窓ガラス飛散防止以外の非構造部材の対策で市として具体的に実施あるいは計画

したことがあればお聞きしたい。

二回目の教育長答弁

学校緊急メールについては、学校防災計画の見直しの際には多様な活用方法を検討する予定であり、一つには防災訓練時における「引き渡し訓練」などにも活用していく考えである。

次に、学校施設における防災対策については、建築基準法に基づく建物管理を行う役割を併せ持つ定期報告制度を活用することで、建築物の調査結果に基づいた修繕・改修等を行い、安全性の確保を図っていききたい。

介護予防事業について

一回目の質問

少子高齢化社会の中で、高齢者の介護、医療費は財政を逼迫し又、生活する上で新たな問題を提起している。

平成24年度の当初予算の中に「老人福祉費」があり、内訳に「介護予防・地域支え合い事業」として、およそ2千万円の予算が計上されている。事業の概要として高齢者が安心して健康やかに暮らしていける環境を確保することを旨とし、

高齢者自身が要支援・要介護にならないための事業を展開するとある。

また、国においては、「介護予防・日常生活支援総合事業」という、まさに介護にならない為の事業が創設されると聞いている。

そこで、このような制度に、市としても取り組み、独自の事業を計画し、積極的に進めてほしいと思うが、市としてはどのような考えがあるかお聞きしたい。

二点目に、平成23年度、県では「生活・介護支援サポーター養成講座」を開き、ボランティアをしていただく方の中心者、核となる人を育成する事業があるが、この事業を市で行う事ができればもっと多くの人が受講し、ボランティアの輪が大きく広がると思う。

市で単独に講座を持っていただきたいと思うが、市としての考えをお聞きしたい。

三点目に、現在おこなっている「介護ボランティア制度」についてだが、活動範囲を介護施設内に限らず、介護予防の活動にまで拡大できたら、介護予防へのボランティアへの参加意識も高まっていくのではないかと考える。

介護予防に、より力を注いでいく為の「コミュニケーション・カフェ」をもっと増やしていく為の「介護・支援

ボランティア」の利用拡大が必要であると思うが、どのように考えているか。

また、ポイント制度の見直しについても考えをお聞きしたい。

一回目の市長答弁

介護予防については、本市においても高齢化が一層進行する中、地域住民と行政とが一体となり、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが最重要課題の一つであることから、介護予防事業の実施について、積極的に対応していきたい。

一回目の市民生活部長答弁

まず、第一点目の介護予防・日常生活支援総合事業についてはあるが、当該事業は、平成24年度の制度改正により、地域包括ケア推進のため、新たに創設される介護保険事業であり、従来の介護予防と生活支援事業を統合し実施するものである。本市においても、見守り、配食等を含めた様々な生活支援のための事業について、国に先駆けて、すでに市単独事業として実施しているところである。

次に、第二点目の生活介護支援サポーター養成講座についてであるが、支援を必要とする一人暮らし高齢者等が益々増加する中、高齢者を地域で支援するサポーターの養成は必要不可欠

であることから、本市においては、現在、高齢者が認知症となっても地域で安心して暮らしていけることを目的として、すでに同様の「認知症サポーター養成講座」について、民間企業・団体、自治会等を対象に積極的に開催している。

今後においては、この講座の開催の機会、内容を拡充し、高齢者の生活を支援するサポーターの養成に努めていきたい。

次に、第三点目の介護ボランティア制度についてはあるが、現在、本市において実施している介護支援ボランティア制度は、介護保険法を制度の根拠としており、また、ポイント管理を行う必要があることから、その活動範囲を介護事業所に限定しているが、ボランティア参加が促進されるよう、活動範囲の拡大について検討していきたい。

二回目の質問

一点目として、市として国や県の制度の先取りをして市独自の高齢者への支援に積極的に取り組んでいるとのこと。どのような事業があるのかお聞きしたい。

二点目として、認知症サポーターの養成講座の内容を拡充していくことに努めることだが、地域で高齢者を支える中心者の育成にも力を入れていただきたい。

いと考えるが考えをお聞きしたい。

三点目として、「ボランティア・ポイント」と合わせて、「お元気ポイント」の導入も検討していただきたいと思う。

この制度は2年前に公明党が介護総点検運動を基に国会に提案したものである。内容は、3年間介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険やサービス利用料の負担を軽減するシステムである。

ポイント制度の検討と合わせて運用についても市としての考えをお聞きしたい。

二回目の市長答弁

いずれにしても、先ほど答弁したとおり、介護予防事業の実施については、高齢者が安心して地域において暮らすことができるよう、最重要課題の一つとして、引き続き積極的に取り組んでいきたい。

二回目の市民生活部長答弁

まず、第一点目の日常生活支援総合事業についてはあるが、市独自の高齢者への支援については、高齢者の介護予防と日常生活を総合的に支援する「介護予防地域支え合い事業」として、独居高齢者等に対する食の自立支援、外出支援、自立支援ヘルパーの派遣、筋力向上トレーニングなど、各

種事業を実施しているところである。

次に、第二点目の生活介護支援サポーター養成講座についてはあるが、養成講座の実施は、地域で高齢者を支えるということが、大きな目的のひとつとなるので、現在行っている認知症サポーター養成講座の内容を拡充し、高齢者の生活を支援するサポーターの養成に努めていきたい。

次に、第三点目の介護ボランティアのボランティア制度についてはあるが、「お元気ポイント制度」については、ある一定の期間、介護保険制度のサービスの提供を受けなかった高齢者の負担を軽減する制度と理解しているが、この制度はある面、元気な高齢者と、介護サービスを必要とする高齢者を区別し、国民等しく平等に負わなければならない負担について格差を設けようとする制度のように見受けられる。

介護保険サービスを必要とする皆様は、故ありやむなくサービスを受けているのであり、そこにサービスを必要としない高齢者との間に負担の格差を設けることのできる根拠を見出すことはできないと考える。

したがって、現行の我が国の法体系をみると、現時点では難しいものと考えている。

議案の処理結果（3月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第1号	平成24年度 富士吉田市一般会計予算	可決	予算総額184億2,000万円で、前年対比2.5%増。主な歳入は市税60億600万円余り、地方交付税31億5,000万円、国・県支出金30億3,300万円余り、分担金及び負担金12億6,500万円余り、市債11億9,600万円余り、その他の収入37億6,700万円余り等。主な歳出は物件費37億83万8千円、人件費30億2,983万7千円、公債費20億5,531万2千円、補助費等19億5,272万1千円、扶助費27億9,945万円4千円、投資的経費等48億8,183万8千円等。
議案第2号	平成24年度富士吉田市下水道事業 特別会計予算	可決	予算総額14億1,395万7千円で、前年対比2.8%増。歳出の主なものは、公債費、下水道維持管理事業費、公共下水道・流域下水道整備事業費等。
議案第3号	平成24年度富士吉田市国民健康保険 特別会計予算	可決	予算総額60億8,186万7千円で、前年対比6.3%増。歳出の主なものは保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等。
議案第4号	平成24年度富士吉田市後期高齢者 医療特別会計予算	可決	予算総額8億135万5千円で、前年対比3.7%増。歳出の主なものは後期高齢者医療負担金等。
議案第5号	平成24年度富士吉田市介護保険 特別会計予算	可決	予算総額34億4,606万1千円で、前年対比19.1%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第6号	平成24年度富士吉田市介護予防 支援事業特別会計予算	可決	予算総額1,779万1千円で、前年対比4.1%減。歳出の主なものは介護予防サービス事業費等。
議案第7号	平成24年度富士吉田市看護専門学校 特別会計予算	可決	予算総額1億7,142万1千円で、前年対比12.7%減。歳出の主なものは人件費を含む学校運営費等。
議案第8号	平成24年度富士吉田市立病院事業 会計予算	可決	予算額を収益的収入72億4,763万1千円、同支出71億6,330万4千円、資本的収入2億2,262万7千円、同支出3億6,526万円とするもの。
議案第9号	平成24年度富士吉田市水道事業 会計予算	可決	予算額を収益的収入5億8,540万3千円、同支出5億7,504万7千円、資本的収入2億3,311万1千円、同支出4億5,635万4千円とするもの。
議案第10号	平成24年4月1日から平成25年3月 31日までの間における富士吉田市 職員の寒冷地手当の特例に関する 条例の制定について	可決	平成24年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するもの。
議案第11号	富士吉田市小口資金融資条例の一 部改正について	可決	中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率引き上げを1年延長するため、所要の改正を行うもの。
議案第12号	富士吉田市消防団員の定員、任免、 給与、服務等に関する条例の一部 改正について	可決	消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の報酬等の額について所要の改正を行うもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第13号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	住民基本台帳カードの新規発行手数料の無料化について1年間延長するため、所要の改正を行うもの。
議案第14号	富士吉田市基金条例の一部改正について	可決	基金の設置目的の終了に伴い、介護従事者処遇改善臨時特例基金を廃止するもの。
議案第15号	富士吉田市介護保険条例の一部改正について	可決	第5期介護保険事業計画による介護保険料算定に伴い、介護保険料の額を改定するため、所要の改正を行うもの。
議案第16号	富士吉田市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、本市における墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可基準等について所要の規定を整備するもの。
議案第17号	富士吉田市社会教育委員に関する条例等の一部改正について	可決	「社会教育法の一部を改正する法律」等の施行等に伴い、富士吉田市社会教育委員等の委員の任命規準について、所要の改正を行うもの。
議案第18号	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	撤回	委員会での審査中に提案者から大ホール1階ホワイエの取り扱いについては、さらなる検討が必要であるとの理由から、議長あてに本議案を撤回したい旨の申し出あり、本会議において、撤回が承認された。
議案第19号	富士吉田市特別会計条例及び富士吉田市基金条例の一部改正等について	可決	大明見簡易水道事業について、平成24年4月1日をもって富士吉田市水道事業に編入するため、所要の改正等を行うもの。
議案第20号	富士吉田市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、引き続き、公有地拡大の計画的な推進を図るため、所要の規定を整備するもの。
議案第21号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、市営住宅の入居者資格等について所要の改正を行うもの
議案第22号	富士吉田市水道事業減債基金及び積立金に関する条例の廃止について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、減債積立金及び利益積立金の法定積立金制度が廃止されたことから、この条例を廃止するもの
議案第23号	富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について	可決	富士吉田市福祉ホールの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第24号	富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について	可決	富士吉田市地域福祉交流センターの管理について指定管理者を指定するもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第25号	富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について	可決	富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第26号	富士山アリーナの指定管理者の指定について	可決	富士山アリーナの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第27号	道の駅富士吉田の指定管理者の指定について	可決	道の駅富士吉田の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第28号	富士吉田市立富士山レーダードーム公園の指定管理者の指定について	可決	富士吉田市立富士山レーダードーム公園の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第29号	富士吉田市立富士山レーダードーム館の指定管理者の指定について	可決	富士吉田市立富士山レーダードーム館の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第30号	山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について	可決	山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約を変更することに係る地方自治法第286条第1項の規定による協議について、同法第290条の規定によるもの。
議案第31号	平成23年度富士吉田市一般会計補正予算(第6号)	可決	歳入歳出にそれぞれ5億5,894万4千円を追加し、総額を191億8,571万5千円とするもの。
議案第32号	平成23年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1億4,300万円を追加し、総額を30億5,021万9千円とするもの。
議案第33号	平成23年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第2号)	可決	収益的収入を2,790万7千円増額し、総額を5億6,031万4千円、同支出2,864万9千円増額し、総額を5億4,293万9千円、収益的収入では、営業外収益を2,790万7千円増額し、同支出では営業費用を2,864万9千円増額するもの。
議案第34号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員に、伊藤健氏(下吉田二丁目30番19号)及び遠山賀津男氏(上暮地七丁目3番26号)を選任するもの。

年4回/15,000部 市内全域配布!

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局 0555-22-0612(直通)